

## 平成 27 年度「高度サイバー攻撃への対応のために推奨される社内環境調査」 に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター  
(入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

### 1. 入札に付する事項

- (1) 名 称：高度サイバー攻撃への対応のために推奨される社内環境の調査
- (2) 内 容 等：別紙 1 のとおり(高度サイバー攻撃への対応のために推奨される社内環境調査概要)
- (3) 履行期限：別紙 1 のとおり(高度サイバー攻撃への対応のために推奨される社内環境調査概要)
- (4) 入札方法等：

本件は、JPCERT コーディネーションセンター（以下「当センター」という。）が経済産業省より委託されている平成 27 年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 入札要件

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

### 3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、当センターが配布する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間

において当センターから当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

#### 4. 契約事項を示す場所等

##### (1) 入札説明会の日時及び場所

日時：平成 27 年 6 月 4 日（木） 14 時 30 分～15 時 30 分(1 時間程度を予定)

場所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 11 階

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

TEL : 03-3518-4600

FAX : 03-3518-4602

※説明会参加希望者は 6 月 2 日 17 時までに [ww-info@jpcert.or.jp](mailto:ww-info@jpcert.or.jp) に必要事項(法人名、部署名、参加者氏名、連絡先)を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること

##### (2) 入札書・提案書の受領期限及び受領場所

期限：平成 27 年 6 月 16 日（火） 17 時 00 分（必着）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

方法：持参、郵便(簡易書留による)

##### (3) 落札者の決定日

平成 27 年 6 月 22 日（月）

##### (4) 入札結果の通知

入札結果は、落札者を含め入札者全員に対して、落札者の決定日にメールその他の手段により通知するものとし、当センターの Web サイトにて公表する。

#### 5. その他

##### (1) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

##### (2) 入札書の変更及び取消し

入札者は、提出した入札書等の変更及び取消しをすることができない。

##### (3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札及び各項に定めた諸条件について、その条件に違反した場合は入札を無効とする。

##### (4) 契約書の作成

落札者が当センターと契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

##### (5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定を参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入

札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問合せ先(メールでの問い合わせを原則とする)

(1) 入札説明書等に関する問い合わせ

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター  
早期警戒グループ 洞田 (ほらた) / 満永 (みつなが)

E-mail : [ww-info@jpcert.or.jp](mailto:ww-info@jpcert.or.jp)

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター  
総務部 経理担当 加門 (かもん)

E-mail : [soumu@jpcert.or.jp](mailto:soumu@jpcert.or.jp)

※緊急を要する場合に限り、電話による問合せ可

9:00～18:00 (12:00～13:00 は除く) 月～金曜日 (祝・休日を除く)

## 「高度サイバー攻撃への対応のために推奨される社内環境調査概要」

## 1. 件名

平成27年度 高度サイバー攻撃対応のために推奨される社内環境の調査事業内容

## 2. 目的

本件調達においては、「特定組織に対して明確な攻撃意図を持ち、国家や企業等の情報窃取やシステム破壊を行う巧妙で執拗な計画された攻撃」を「高度サイバー攻撃」という。

この攻撃の対象は、政府機関のみならず、企業秘密や知財情報を保有する民間企業や、社会インフラを支える関連業種を含め広範に及ぶ。

一方で、高度サイバー攻撃の支援事例からは、攻撃手法が高度であることと並んで、社内環境が攻撃に対して脆弱であったり、攻撃の検知機能が十分機能していなかったりする問題、例えば、誤った設定や、社内環境の盲点を突かれている、などが、この攻撃のもう一つの問題として浮かび上がっている。

調査では、高度サイバー攻撃に対する社内環境の現状の問題点を洗い出すとともに、対応を迅速かつ有効に行うために必要な環境を調査する。この調査に基づいて、推奨される安全な社内環境を提案し、もって国内における高度サイバー攻撃対策を強化する目的にて、広く周知することを目指す。

## 3. 事業の内容及び実施方法

以下に関し、JPCERT コーディネーションセンター（以下、「JPCERT/CC」という。）と協議しつつ、実施する。

## (1) 高度サイバー攻撃の傾向と対策

国内外の高度サイバー攻撃に関する攻撃事例と攻撃手法について調査を行い、調査結果を整理すること。また攻撃動向を俯瞰し、高度サイバー攻撃の特徴と傾向についてまとめ、全体の傾向や特徴から、各攻撃における防御手段について分析し、社内環境における対策を考察すること。

## (2) 社内環境のベストプラクティス

(1) の調査・分析の結果に基づき、社内環境について調査・分析を行い、ベストプラクティスを導き出すこと。加えて、(1) で得た過去の攻撃事例に基づく攻撃シナリオによる評価や、情報セキュリティ監査及び資産管理の観点から有効性を検証すること。

## (3) 資料作成

上記(1)及び(2)について、調査内容を取りまとめ、調査報告書を作成すること。この調査報告書とは別に、社内環境の企画立案者、運用者に向けた公開資料 (JPCERT/CC が発行する公開文書として) を作成すること。

なお、公開資料は、有識者による検討委員会を催し、審議を受けること。検討委員会にかかる費

用は本件調達に含めること。なお、検討委員会の進め方（構成員や開催日時等の詳細を含む）は、JPCERT/CC と協議し決定すること。

#### 4. 入札要件

- (1) 「3. 事業の内容及び実施方法」に記載した各項目について理解し、過去にセキュリティ及びシステムに関する調査・研究の経験を有し、それを事業として請け負うことができる事業者であること。
- ① 本件の担当者に、過去に、セキュリティあるいはシステムに関する報告書を一般公開した経験を1度以上有するものを含めることが望ましい。
  - ② 本件の担当者に、過去に、セキュリティあるいはシステムに関する報告を国際会議等にて発表した経験を1度以上有するものを含めることが望ましい。
  - ③ 本件の担当者に、過去に、セキュリティあるいはシステムに関する講義・講演を行った経験を1度以上有するものを含めることが望ましい。
  - ④ 本件の特殊性と社会の要請を鑑み、独自の視点にて、かつ本件を進める上で重要な示唆を含むと言える工夫を含め意欲的に当たることができる事業者であることが望ましい。
- (2) 過去に、高度サイバー攻撃に対してコンサルタントあるいは対応支援業務を行った経験を有する事業者であること。

#### 5. 履行期限

平成28年3月18日（金）までに納品し、検収を受けること。

#### 6. 成果物

- ・ 調査報告書 正副各1部
- ・ 運用者向け公開資料 正副各1部
- ・ 上記の内容を格納した電子媒体(CD-R 等) 2部

#### 7. 納入場所

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

JPCERTコーディネーションセンターにおける入札は当該箇所に付き以下の予算決算及び会計令（国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

## 予算決算及び会計令（抜粋）

（昭和22年4月30日勅令第165号）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、

支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる